



<p><b>健</b> 康医療データの相互運用性を支える標準を策定します</p> <p>MISSION.1</p>	<p><b>策</b> 定した健康医療情報標準の導入・普及に邁進します</p> <p>MISSION.2</p>	<p><b>様</b> 々な関係者の共同による健康医療情報標準化の場を提供します</p> <p>MISSION.3</p>
---	--	---

## HELICS承認医薬品コードについて

# HOTコードマスターと個別医薬品コード(YJコードリスト)

HOTコードマスター      個別医薬品コード(YJコード)リスト



医薬品情報標準化推進協議会(代表)

折井孝男

第29回日本医療情報学会春季学術大会

講義名：

HELICS承認医薬品コードについて

**HOTコードマスターと個別医薬品コード(YJコードリスト)**

講師名：

折井 孝男

私が発表する今回の内容について  
開示すべきCOI(利益相反)はありません。

## Summary of Lecture (講演の要旨)

- ◆ はじめに
- ◆ 医薬品HOTコードマスターと  
個別医薬品コード(YJコード)リスト  
\* (位置づけ、役割)
- ◆ 医薬品コード標準マスター
- ◆ おわりに



## Summary of Lecture (講演の要旨)

- ◆ はじめに
- ◆ 医薬品HOTコードマスターと  
個別医薬品コード(YJコード)リスト  
\* (位置づけ、役割)
- ◆ 医薬品コード標準マスター
- ◆ おわりに



- 日本に於いては医療（臨床）、流通の現場において、各々の用途に応じ様々な医薬品コードが利用されている。
- 処方、調剤、保険請求、安全性報告、さらに治験、臨床研究などに於いて、医療情報システムの中で様々なコードを使用しているのが実情である。
- 各施設で導入するシステム毎にコードの種類、管理体制等は様々であり、各医療機関独自の医薬品コードを利用していることが多くみられる。
- 薬事の面においては、製薬企業に於いて、販売承認、添付文書の登録時、副作用報告、また、流通など、様々な規制に基づき、医薬品コードが利用されている。

- 日本では多くの医療機関で情報システムを介し、複数のコードを電子的に管理し、導入するシステム毎に複数のコード(ここでは医薬品)の種類や管理の仕方が異なっている。  
特に、施設独自のコード(ローカルコード)を利用していることがほとんどである。

- HELICSで承認されている医薬品コード

- 医薬品HOTコードマスター

- [ (一財)医療情報システム開発センター ]

- HELICS協議会で最初に承認(HS001)されたのが医薬品HOTコードマスター、  
厚生労働省標準規格として承認(YJSA001)

- 個別医薬品コード(YJコード)リスト

- [ 医薬品情報標準化推進協議会(CAPS)、くすりの適正使用協議会 ]

- HELICS協議会での承認(HS0042)を受け、2025年1月29日付厚生労働省標準規格として承認

## Summary of Lecture (講演の要旨)

- ◆ はじめに
- ◆ 医薬品HOTコードマスターと  
個別医薬品コード(YJコード)リスト  
\* (位置づけ、役割)
- ◆ 医薬品コード標準マスター
- ◆ おわりに



MEDIS-DCが  
提供する  
10分野の  
標準マスター  
紹介サイトです



一般財団法人 医療情報システム開発センター(MEDIS-DC)は、標準病名や標準医薬品コードなど医療情報に係わる標準化の推進およびプライバシーマークによる個人情報保護や公開鍵基盤による情報セキュリティの確保など医療情報の安全な交換・保存に係わる技術の普及など、医療情報システムの基盤づくりに取り組んでおります。昭和49年に厚生省（現・厚生労働省）及び通商産業省（現・経済産業省）の共同開発により、

## 📁 MEDIS標準マスター・インデックス

MEDIS Master Index

▶▶ [ご利用になる前にお読みください](#)

### 【標準マスター使用許諾の受付に関する業務の取り扱いについて】

担当者は在宅勤務をしております。そのため、使用許諾に関するすべての連絡は、メールでお願いいたします。

電話での連絡、郵便、ファクシミリによる書類送付には対応できません。

連絡先メールアドレス：[mhyojun@medis.or.jp](mailto:mhyojun@medis.or.jp)

\* マスターの内容に関するお問い合わせは、個々のマスターの連絡先をお願いいたします。

使用許諾の申請書はPDFファイルにし、メールに添付して送信してください。折り返し、担当よりメールにてご連絡させていただきます。



[MEDISの管理する標準マスターOID表](#)

(2023.10.19更新)



[医薬品HOTコードマスター](#)



[病名マスター（ICD10対応標準病名マスター）](#)

(2025.06.02更新)

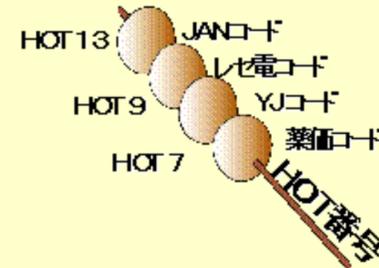
## 医薬品HOTコードマスター

### 【概要】

医薬品マスターの基本となる番号は、HOTコードと呼ばれる13桁の管理番号で、電子カルテにおける使用と現在汎用されているコードとの対応付けを目的として作成されたものです。

このHOTコードは既存の4つの汎用コード（薬価基準収載医薬品コード、個別医薬品（YJ）コード、レセプト電算処理用コード、JANコード）との対応表を持っていますので、これらの汎用コードを現在使用している場合には、HOTコードへの変換が容易に行えます（使用しているコードにより変換率は異なります）。（図参照）

HOTコードの最大の特徴は、JANコードと1対1であることです。



### 【特徴】

1：医薬品HOTコードマスター収録の対応するコード体系の概要は以下のとおりです。



- TOP
- ご挨拶
- 設立趣旨
- 組織概要
- 入会のご案内
- 公開資料
- 事務局(問い合わせ先)

## 医薬品情報標準化推進協議会(CAPS)

医療における医薬品のライフサイクルに係る情報の横断的な交換、共有、活用を可能とするため関係者の協力により標準化の実現を目指します

CAPSでは医薬情報研究所との共同により  
**個別医薬品コード (YJコード)リストを公開しています**

[詳細はこちら](#)

- TOP
- ご挨拶
- 設立趣旨
- 組織概要
- 入会のご案内
- 公開資料
- 事務局(問い合わせ先)

## 個別医薬品コード (YJコード)リスト公開

CAPSでは医薬情報研究所との共同により、個別医薬品コード (YJコード)リストを公開しています。個別医薬品コード (YJコード)リストは、お手数ですが下記リンクよりダウンロード申込フォームにて必要事項を全て入力し、お申込みください。無償でダウンロードができます。当協議会よりダウンロードサイトへご案内いたします。

ダウンロード申込

最新：2024年6月月初  
追加：43品目

## YJコード (個別医薬品コード) リスト データ項目

<Shift-JIS形式 CSVカンマ区切り形式ファイル (" "囲み) >

項目	項目名称	データ型	内容
1	YJコード	半角文字列	12バイト固定
2	医薬品名	全角文字列	電子処方箋対応YJコード医薬品名と同一
3	会社名	全角文字列	製造販売承認を持つ1社を設定。 nullは統一名収載医薬品の名称に該当することを指す
4	リスト登録年月	半角文字列	nullまたはYYYYMM、新規データの場合に追加
5	リスト除外年月	半角文字列	nullまたはYYYYMM、過去データの場合に追加

ファイル名 YJ-list\*\*\*\*\*.csv (\*\*\*\*\*はYYYYMM [西暦+月])

## ご利用にあたって

ダウンロードされたデータ利用によるいかなるトラブル・損失・損害等の責任は当協議会、医薬情報研究所では一切負いませんのでご了承ください。

ご質問等がありましたら、CAPS事務局 ([caps-office@idial.or.jp](mailto:caps-office@idial.or.jp)) までお知らせください。

※YJコードは、(株) 医薬情報研究所が管理するコードです。

## ■【医薬品HOTコードマスター】

■複数の医薬品コードの対応付けを可能とする管理番号として「HOT基準番号」が策定され「医薬品HOTコードマスター」がHELICS指針となり、厚生労働省標準規格として承認（2003年）。

- 「新しい医薬品コードを開発することは混乱を生じさせることにもなるため、既存コード群の対応テーブルを用意し、医療機関等で使用頻度の高い4種類の医薬品コード、即ち、
- ・薬価基準収載医薬品コード（厚生労働省コード）、
  - ・個別医薬品コード（YJコード）、
  - ・レセプト電算処理システム用コード（支払基金コード）、
  - ・流通取引コード（JANコード）を13桁の管理番号（通称HOTコード）で横断的に対応づけた、医薬品HOTコードマスターを開発」[1]
- ・「HOT基準番号」は「HOTコード」とも呼ばれている。

参考文献[1] [HELICS協議会HELICS指針一覧「医薬品HOTコードマスター」医療情報標準化レポートより](#)

## ■【個別医薬品コード（YJコード）リスト】

（薬価基準収載医薬品コードと同じコード体系）

- 薬価基準収載医薬品コード：厚生労働省 医政局 産業振興・医療情報企画課（旧医政局経済課）が管理
- 薬価基準コード：薬価に着目したコードであり、個々の銘柄の識別を意図したコードではない
- 「薬価基準の告示名称1つに対して1つ」設定

薬価基準：

我が国の保険診療に使用できる医療用医薬品は、その品目と薬価が薬価基準として官報に告示され、「薬価基準収載医薬品」とよばれている。この「薬価基準収載医薬品」に付されているコードが「薬価基準収載医薬品コード」

## ■【医薬品HOTコードマスター】

### ■コードの構成

#### ・13桁の管理番号

処方用	7桁(チェックデジット1桁を含む)
会社用	2桁
調剤用	2桁
物流用	2桁

### ■各番号はシーケンシャルに付与

### ■13桁コードはJANコード(GS1コードに移行中)と1対1に対応し、13桁のHOT基準番号は一意性が永久的に保証される

### ■HOT基準番号は、医療機関等で目的別に利用される複数の医薬品コードを横断的に対応づけたもの

### ■利用目的に応じて、7桁(HOT7)、9桁(HOT9)、11桁(HOT11)、13桁(HOT13)と使い分けることができる

### ■HOT基準番号を、様々な医薬品コードのうちの一つと捉えることは正しくなく、HOT基準番号に類する機能を有するコードは他にはありません。

## ■【個別医薬品コード(YJコード)リスト】

### ■コードの構成

#### 薬価基準収載医薬品コードと同じコード体系

#### ・12桁のコード

薬効分類	4桁
投与経路・及び成分	3桁
剤形	1桁
同一分類内別規格単位記号	1桁
同一分類規格単位内の銘柄番号	2桁
チェックデジット	1桁

### ■「個別医薬品コード」(以下、「YJコード」とする)は、薬価基準収載医薬品コードと同じコード体系をもち、上記6つの要素から構成される12桁のコード

### ■YJコードの「YJ」は薬価情報(Yakka Joho)の頭文字とされている。

#### 薬価基準収載医薬品

### ■薬価基準収載医薬品コードは銘柄別収載方式と統一名収載医薬品がある

## ■【銘柄別収載品と統一名収載品の関係】

- 電子処方箋で使用される医療用医薬品は薬価基準収載医薬品
- 薬価基準：保険診療に使用される医薬品の品目、価格を厚生労働省が定めたもの  
この薬価基準に収載される方式：「銘柄別収載方式」「統一名収載方式」

薬効分類	4桁
投与経路・及び成分	3桁
剤形	1桁
同一分類内別規格単位記号	1桁
同一分類規格単位内の銘柄番号	2桁
...	1桁

### ■ 統一名収載方式：

成分、剤形、規格が同じ場合、複数の規格を持つ医薬品をまとめて、一般名で薬価を収載する方式  
クロピドグレル硫酸塩錠75mg

### ■ 銘柄別収載方式：

個々の医薬品名毎に薬価を収載する方式  
先発品：プラビックス錠75mg                      後発品：クロピドグレル錠75mg「×××(屋号)」

目報で具体的な商品名を確認できない

統一名収載方式で収載される医薬品は、日本薬局方収載医薬品(局方品)、生物学的製剤基準収載医薬品の一部(ワクチン・血液製剤など)、生薬の一部、および一般名収載品目などが該当

- 「統一名収載品目」の場合は一般名称が同じ医薬品は、要素 5. の部分は銘柄が区別されません。  
これに対し、統一名収載医薬品の場合も、薬価基準収載医薬品コードでは区別されない複数の銘柄を識別できるようにしたのが、YJコードである。したがって、コード要素 1.~4. は薬価基準コードとYJコードは同じであり、統一名収載の場合は要素 5. が両方で異なります。

## ■【医薬品HOTコードマスター】

■構成：13桁の管理番号

処方用 7桁(チェックデジット1桁を含む)

会社用 2桁

調剤用 2桁

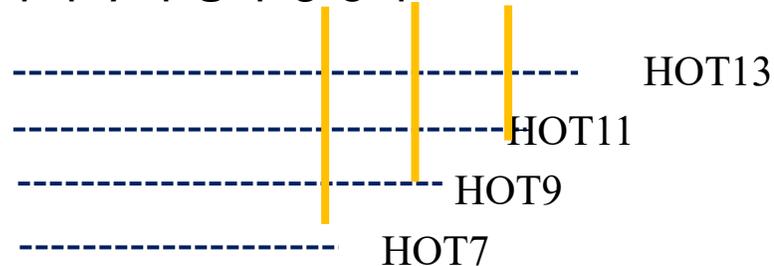
物流用 2桁

■クロピドグレル硫酸塩錠75mg

HOTコードなし

■プラビックス錠75mg(先発品)

1 1 7 1 8 1 5 0 1



## 【個別医薬品コード(YJコード)リスト】

■構成：

薬価基準収載医薬品コードと同じコード体系

12桁のコード

薬効分類 4桁

投与経路・及び成分 3桁

剤形 1桁

同一分類内別規格単位記号 1桁

同一分類規格単位内の銘柄番号 2桁

チェックデジット 1桁

■クロピドグレル硫酸塩錠75mg

3 3 9 9 0 0 8 F 2 2 2 6

■プラビックス錠75mg(先発品)

3 3 9 9 0 0 8 F 2 0 2 1

## ■【医薬品HOTコードマスター】

### ■構成：13桁の管理番号

処方用	7桁(チェックデジット1桁を含む)
会社用	2桁
調剤用	2桁
物流用	2桁

(後発品:商品名が異なっている場合でも一般名は同じ)

- ・クロピドグレル錠75mg「トーワ」
  - ・クロピドグレル錠75mg「日医工」
  - ・クロピドグレル錠75mg「サワイ」
- 一般名：  
クロピドグレル硫酸塩

- ・PTP 100錠(10錠×10シート) 1243079010101
- ・PTP 140錠(14錠×10シート) 1243079010201
- ・PTP 500錠(10錠×50シート) 1243079010102
- ・バラ 100錠 1243079010301
- ・バラ 500錠 1243079010401

## ■【個別医薬品コード(YJコード)リスト】

### ■構成：

薬価基準収載医薬品コードと同じコード体系

### 12桁のコード

薬効分類	4桁
投与経路・及び成分	3桁
剤形	1桁
同一分類内別規格単位記号	1桁
同一分類規格単位内の銘柄番号	2桁
チェックデジット	1桁

- ・クロピドグレル錠75mg「サワイ」  
3399008F2200

主に虚血性脳血管障害の再発抑制、急性冠症候群、安定狭心症、陳旧性心筋梗塞、末梢動脈疾患における血栓・塞栓形成抑制に用いられる抗血小板薬

## ■【医薬品HOTコードマスター】

- 13桁の管理番号
- 用途
- HOTコードは、そのコード設計の基本方針にあるとおり、様々な活用が可能です。
- 医療施設内での複数医薬品コードの対応マスターとしての活用のみならず、  
例えば: 複数の連携施設に渡る薬剤共通マスターの管理に、多施設共同の臨床データベースにおける薬剤の情報管理に活用されている他、
- 今後は、例えば電子カルテ情報共有サービス側で、YJコードやレセプトコードをHOTコードに変換しておくことにより、病院、診療所、薬局でHOTコードマスターの情報を容易に活用できるようになることも考えられます。

(HELICS協議会ホームページより)

## ■【個別医薬品コード(YJコード)リスト】

- 12桁のコード  
(薬価基準収載医薬品コードと同じコード体系)
- 用途
- YJコードは、厚生労働省が定める薬価基準コードをベースとすることから、医療施設にはデファクトとして導入されている。
- 施設内の薬品マスターに登録して、施設における処方、採用した医薬品の情報の管理に利用されている。
- 近年は、医療データの二次利用、電子処方箋などでの利用があります。また、医薬品添付文書での収載、医薬品の情報に関するデータベースでの活用などが知られています。

(HELICS協議会ホームページより)

## ■【医薬品HOTコードマスター】

・MEDIS-DCの説明より

MEDIS-DC「標準マスターの概要と使い方 第23版より」

(2)HOTコードには、開発当初{HOT9}と「個別医薬品コード」とが原則として1対1になるように作成されました。しかしながら、HOTコードは販売製薬企業を基本とし(内部的には製造会社も把握しています)。個別医薬品コードは製造会社を基本としているという違いがありますので、併売品においては当初から1対1の関係ではありません。また、個別医薬品コードは局方品等については、必ずしもすべての製造会社を把握しているわけではありません。従って、HOT9が把握している製造会社の方が多いことから、この面でも1対1の関係は保たれていません(全体的にみればかなりの部分では1対1の関係になっています。)

2025年2月28時点

HOT9中の

個別医薬品コード(YJコード)リスト

全件数	37,400	19,260
重複を除いた件数	26,632	19,260
上記両者共通のYJ	17,370	17,370
他方にあるコード	9,262 *	1,890

\* HOT9:9,262品目:現在の薬価基準リストに無い薬価基準医薬品コードが6,503品目あり、過去の分のデータを含んでいると考えられた

HOTコードに無いYJコードは、ほとんどが統一名収載品目であると考えられる。HOTマスター以外の一般名処方マスターを使用する必要がある

■ 名称変更でYJコードが変更:HOT9は同一(変わらない)である例  
 ⇒ YJコードとHOT9は同一ではない例

【名称変更】						
基準番号 (HOT9)	処方用番号 (HOT7)	薬価基準収載 医薬品コード	個別医薬品コード	レセプト電算処理システム 医薬品名	製造会社	販売会社
100355001	1003550	1124003F3016	1124003F3091	ネルロレン錠「10」10mg	辰巳化学	辰巳化学
同じ 			変更 	 名称変更		
100355001	1003550	1124003F3016	1124003F3172	ニトラゼパム錠10mg「TCK」	辰巳化学	辰巳化学
100389501	1003895	1124009F1274	1124009F1274	ブロチゾラム錠0.25mg「タイヨー」	武田テバファーマ	武田テバファーマ
同じ 			変更 	 名称変更		
100389501	1003895	1124009F1371	1124009F1371	ブロチゾラム錠0.25mg「テバ」	武田テバファーマ	武田テバファーマ

■販売会社が異なるため、YJコードが同一であってもHOT9が異なる例  
 (名称変更が伴う例)

【名称変更】						
基準番号 (HOT9)	処方用番号 (HOT7)	薬価基準収載 医薬品コード	個別医薬品コード	レセプト電算処理システム 医薬品名	製造会社	販売会社
100471703	1004717	1124020F2013	1124020F2048	ゼニラン錠2mg	サンド	サンド
100471704	1004717	1124020F2013	1124020F2048	ゼニラン錠2mg	サンド	日本ジェネリック
同じ 			変更 			変更 
100471703	1004717	1124020F2056	1124020F2056	ブロマゼパム錠2mg「サンド」	サンド	サンド
100471704	1004717	1124020F2056	1124020F2056	ブロマゼパム錠2mg「サンド」	サンド	日本ジェネリック

- HOT9は販売を移管して名称の変更が行われた場合も、変更・中止前の情報を残している  
(場合もある)ため、医薬品としては重複する
- YJコードリストは削除品目として対応している

HOTコードマスター					YJコードリスト		
レセプト電算処理 システム医薬品名	HOT9	HOT7	薬価基準収載 医薬品コード	個別医薬品コード	個別医薬品(YJ) コード	医薬品名	製造販売会社
ネルボン錠10mg	100354301	1003543	1124003f3083	1124003F3083	2019年2月28日販売中止		第一三共
ネルボン錠10mg	100354302	1003543	1124003f3083	1124003F3083	1124003F3083	ネルボン錠10mg	アルフレッサファーマ

## Summary of Lecture (講演の要旨)

- ◆ はじめに
- ◆ 医薬品HOTコードマスターと  
個別医薬品コード(YJコード)リスト  
\* (位置づけ、役割)
- ◆ 医薬品コード標準マスター
- ◆ おわりに



## 医薬品HOTコードマスターと個別医薬品コード(YJコード)リスト

- 日本では、医療施設、薬局が電子的に医薬品コードの付された処方や調剤に係る情報をやり取りし、患者さんがマイナポータルから得た情報をPHRに記録して、スマホを医療施設に持参する時代が始まっている。
- 一つの医療施設内だけであれば。医療従事者は採用薬を把握しているが、患者さんが持参する処方薬剤に関する情報は、名称等に表記の揺れがある場合など、コードに頼る場面が生じる

### 【医薬品HOTコードマスター】

- 構成: 13桁の管理番号
- 複数の医薬品コードがある場合、それらのコードの関係は複雑である
- コードの変更・削除など、履歴管理等のためには国としての医薬品コードマスターの存在が必要であると考えられる
- 国としての医薬品コードマスターは、web検索が可能なシステムとして提供されることが望まれる
- HOTコードマスターは、この考え方の基本となる

### 【個別医薬品コード(YJコード)リスト】

- 構成: 12桁のコード
- 薬価収載された1つの医薬品(1品目)に付与されたユニークなコードであり、薬価基準収載医薬品コードと9桁まで一致しているという特徴がある。
- 医薬品情報のような販売会社や流通には関係しない情報の管理にはYJコードが適している。

HOTコードマスター 個別医薬品コード(YJコード)リスト



## 医療データ等の利活用(医薬品コードマスターの必要性)

---

- 国民に対する医療情報の国としての利用を通じた質の高い医療の提供(一次利用)や医学研究、医療政策等(二次利用)を推進するためには、ナショナルドラッグ(コード)マスターが必要である
- 質の高い医療の提供のためには、医療データの質<sup>1)</sup>が大切である  
データの質については、標準化、構造化、信頼性等が必要と考えられる
- 医療機関等で発生する医療データの利活用のためには、医薬品コードの利活用が課題といえる

1) ISO 8000-2 Data quality – Part 2: Vocabulary

## 医療データ等の利活用(医薬品コードマスターの必要性)

- 2025年6月「規制改革実施計画」が閣議決定
  - 公的データベース等における医療等データの利活用法制等の整備
    - 一定の仮名化した医療・ケアや医学研究、創薬・医療機器開発などに資する医療等データを医学研究その他当該医療等データによって識別される特定の個人のみを対照としない目的で利用することをいう(特定二次利用)
    - 公的データベース ■ 認定データベース
  - 医療データの包括的かつ横断的な利活用法制等の整備
    - 我が国において、医療・ケアや医学研究、創薬・医療機器開発などに医療等データ(電子カルテ、介護記録等に含まれるデータ、死亡までのデータであって診療や介護等に一般的に有用と考えられるデータをいう)を円滑に利活用することを通じて、国民の健康増進、より質の高い医療・ケア、医療の技術革新(医学研究、医薬品開発等)、医療資源の最適配分、社会保障制度の持続的確保(医療費の適正化等)、次の感染症危機への対応力の強化などにつなげていくことが極めて重要である。
  - EUにおけるEuropean Health Data Space規制(EHDS)が令和7年3月に発効
  - データ利活用を可能にするための法制化について
- 本制度化がすすむことにより、我が国における医療データの利活用が今まで以上に前進することが考えられる
- 厚労省標準規格となった医薬品コードを今後いかに利活用させるかが大きな課題といえる



ご静聴ありがとうございました。

折井孝男

[orii-tky@umin.ac.jp](mailto:orii-tky@umin.ac.jp)

---